

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

りそな Visa カード&りそな Mastercard 加盟店規約

第3条 (表明・保証)	第3条 (表明・保証)
<p>2. 加盟店は、当社に対し本規約締結にあたり、加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本項において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）または（1）の各号のいずれかにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても加盟店が暴力団員等または（1）の各号のいずれにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して（2）の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合には、本規約に基づく取引が停止されること、また直ちに本規約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店（加盟店の役員・従業員は含まない）は賠償しなければならないものとしします。</p>	<p>2. 加盟店は、当社に対し本規約締結にあたり、加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本項において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）または（1）の各号のいずれかにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても加盟店が暴力団員等または（1）の各号のいずれにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して（2）の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合には、本規約に基づく取引が停止されること、また直ちに本規約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店（加盟店の役員・従業員は含まない）は賠償しなければならないものとしします。</p>
第7条 (信用販売の方法)	第7条 (信用販売の方法)
<p>1. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CAT等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとしします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽、売上票他媒体に署名を求め当該カード裏面の署名と同一であること、または、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の写真と同一であること等、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正</p>	<p>1. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CAT等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとしします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽、売上票他媒体に署名を求める、または、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとしします。この場合において、加盟店</p>

<p>利用(以下「不正利用」という。)に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、何らかの理由(故障、電話回線障害等)でC A T等の使用ができない場合は、第3項の手続きを行うものとします。</p>	<p>は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、何らかの理由(故障、電話回線障害等)でC A T等の使用ができない場合は、第3項の手続きを行うものとします。</p>
<p>3. 加盟店は、C A T等を利用することなく信用販売を行う場合には、前2項に関わらず、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べたうえ、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載のカードの会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、信用販売の種類、加盟店名、加盟店番号、利用日、取扱者名等所定の事項を記入のうえ、会員の署名を徴求するものとします。その際、当該カード裏面の署名と売上票の署名を照合し、同一であることおよび写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の写真と同一であることもあわせて確認して信用販売を行うものとします。加盟店はカード用印字器を使用する場合にエンボスレスカード（E L E C T R O N I C U S E O N L Yと記載のカードを含む）の取扱いを行わないものとします。また、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じて本項の信用販売を行うものとします。なお、加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとしますが、別途当社から通知があった場合にはその指示に従うものとします。</p>	<p>3. 加盟店は、C A T等を利用することなく信用販売を行う場合には、前2項に関わらず、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べたうえ、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載のカードの会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、信用販売の種類、加盟店名、加盟店番号、利用日、取扱者名等所定の事項を記入のうえ、会員の署名を徴求するものとします。加盟店はカード用印字器を使用する場合にエンボスレスカード（E L E C T R O N I C U S E O N L Yと記載のカードを含む）の取扱いを行わないものとします。また、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じて本項の信用販売を行うものとします。なお、加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとしますが、別途当社から通知があった場合にはその指示に従うものとします。</p>
<p>第13条(立替払等)</p>	<p>第13条(立替払等)</p>
<p>4. 加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した売上債権の立替払いを拒否されても異議を申立てないものとします。</p>	<p>4. 信用販売もしくはサービス提供を行った日から 30 日を経過した売上債権の立替払いを拒否されても異議を申立てないものとします。</p>
<p>第18条(立替払金の返還等(買戻し)の特約)</p>	<p>第18条(立替払金の返還等(買戻し)の特約)</p>
<p>(7) 第16条第1項の会員との紛議が解決されない場合</p>	<p>(7) 第16条第1項および提携組織の規則等に基づく会員との紛議、トラブル等が解決されないと当社が判断した場合</p>
<p>第22条(提携組織の規則等の遵守)</p>	<p>第22条(提携組織の規則等の遵守)</p>
<p>4. 提携組織が、加盟店側の事由に起因して、当社に違約金、反則金等(名称の如何は問わないものとします)を課すこ</p>	<p>4. 提携組織が、加盟店側の事由に起因して、当社に違約金、反則金、手数料等(名称の如何は問わないものとします)</p>

とを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて違約金、反則金等の額と同額の金員を当社に支払うものとします。	を課すことを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて違約金、反則金、 手数料 等の額と同額の金員を当社に支払うものとします。																																										
第15条(支払方法)	第15条(支払方法)																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>信用販売の種類</th> <th>取扱期間</th> <th>締切日</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)</td> <td rowspan="2">通 年</td> <td>15日</td> <td>当月末日</td> </tr> <tr> <td>月末日</td> <td>翌月15日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボーナス一括払い販売</td> <td>夏期 12月16日 ～6月15日</td> <td>6月末日</td> <td>8月5日、 8月15日</td> </tr> <tr> <td>冬期 7月16日～ 11月15日</td> <td>11月末日</td> <td>1月5日、 1月15日</td> </tr> <tr> <td>2回払い販売</td> <td>通 年</td> <td>15日</td> <td>翌月末日、 第1回分 翌月15日・ 第2回分 翌々月15日</td> </tr> </tbody> </table>	信用販売の種類	取扱期間	締切日	支払日	1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)	通 年	15日	当月末日	月末日	翌月15日	ボーナス一括払い販売	夏期 12月16日 ～6月15日	6月末日	8月5日、 8月15日	冬期 7月16日～ 11月15日	11月末日	1月5日、 1月15日	2回払い販売	通 年	15日	翌月末日、 第1回分 翌月15日・ 第2回分 翌々月15日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>信用販売の種類</th> <th>取扱期間</th> <th>締切日</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)</td> <td rowspan="2">通 年</td> <td>15日</td> <td>当月末日</td> </tr> <tr> <td>月末日</td> <td>翌月15日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボーナス一括払い販売</td> <td>夏期 12月16日 ～6月15日</td> <td>6月末日</td> <td>8月5日、 8月15日</td> </tr> <tr> <td>冬期 7月16日～ 11月15日</td> <td>11月末日</td> <td>1月5日、 1月15日</td> </tr> <tr> <td>2回払い販売</td> <td>通 年</td> <td>15日</td> <td>翌月末日</td> </tr> </tbody> </table>	信用販売の種類	取扱期間	締切日	支払日	1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)	通 年	15日	当月末日	月末日	翌月15日	ボーナス一括払い販売	夏期 12月16日 ～6月15日	6月末日	8月5日、 8月15日	冬期 7月16日～ 11月15日	11月末日	1月5日、 1月15日	2回払い販売	通 年	15日	翌月末日
信用販売の種類	取扱期間	締切日	支払日																																								
1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)	通 年	15日	当月末日																																								
		月末日	翌月15日																																								
ボーナス一括払い販売	夏期 12月16日 ～6月15日	6月末日	8月5日、 8月15日																																								
	冬期 7月16日～ 11月15日	11月末日	1月5日、 1月15日																																								
2回払い販売	通 年	15日	翌月末日、 第1回分 翌月15日・ 第2回分 翌々月15日																																								
信用販売の種類	取扱期間	締切日	支払日																																								
1回払い販売 リボルビング払い販売 分割払い販売 (3・5・6・10・12・15・18・20・24回)	通 年	15日	当月末日																																								
		月末日	翌月15日																																								
ボーナス一括払い販売	夏期 12月16日 ～6月15日	6月末日	8月5日、 8月15日																																								
	冬期 7月16日～ 11月15日	11月末日	1月5日、 1月15日																																								
2回払い販売	通 年	15日	翌月末日																																								
第32条(調査)	第32条(調査)																																										
④ 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めるとき。	④ 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する調査を実施する必要があると認めるとき。																																										
(2022年4月改定)	(2023年6月改定)																																										

VJA ギフトカード取扱規約(加盟店規約追加)

第5条(提出および支払方法)	第5条(提出および支払方法)
<p>2. 当社の締切日および取扱店への支払方法は、次の通りとします。</p> <p>(1) 毎月15日と月末に締切り、15日締切分は当月末日に、月末締切分は翌月15日に支払うものとします。</p> <p>(2) 前号の支払いは、各支払日における合計額から当社所定の料率により計算した手数料を差引いた金額を取扱店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、締切日または支払日の当日が当社または金融機関の休業日の場合には、締切日については前営業日とし、支払日の15日については翌営業日、支払日の月末日については前営業日とします。</p>	<p>2. 当社の締切日および取扱店への支払方法は、次の通りとします。</p> <p>(1) 毎月15日と月末に締切り、15日締切分は当月末日に、月末締切分は翌月15日に支払うものとします。</p> <p>(2) 前号の支払いは、各支払日における合計額から当社所定の料率により計算した手数料を差引いた金額を取扱店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日とします。</p>
(2010年9月改定)	(2023年6月改定)